

南山大学公的研究費不正防止計画推進手続要領

(対 象)

1 本手続要領の対象となる公的研究費は、南山大学公的研究費執行管理規程の適用を受ける研究費とする。

(不正防止計画の策定および実施)

2 コンプライアンス推進任者は、公的研究費等を適正に運営および管理し、不正を発生させる要因を把握するため、ルールと運用の実態が乖離していないかを見直し、不正防止計画を策定し実施しなければならない。ルールと実態との乖離に研究分野の特性から生ずる合理的理由がある場合には、ルールの改善案を策定する。

(不正防止計画の策定および実施報告)

3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の策定が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。

② 前項の報告を受けた統括管理責任者は、不正を発生させる要因があると認められる場合は、本学全体に起因するものと個別部局に特有のものに分類し、その実施について、コンプライアンス推進責任者に対して改善を命ずるとともに最高管理責任者に報告するものとする。本学全体に起因するものに対しては、防止計画推進部署が関係部局・課室間の連携と監督を担い、防止計画実施ワーキンググループを組織し不正防止計画を実施する。

③ コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の実施が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。報告内容が不相当と認められる場合には、統括管理責任者は部局責任者に対し改善を求めることができるものとする。

④ 前項の報告を受けた統括管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正が行われないよう適切に情報を開示し、組織内部をまとめ、適正に運営および管理を行うものとする。

(説明会等の開催)

4 防止計画推進部署は、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備のため、教育職員および事務職員を対象とした説明会等を定期的に開催し、関係者の意識向上を図る。

附 則

この要領は、2007年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、2016年4月1日から改正する。